

訴状

2024年12月26日

東京地方裁判所立川支部民事部 御中

原告 榎本 清 印

【送達場所】

〒

原告 榎本 清

電話

〒207-8585 東京都東大和市中央 3-930

被告 東大和市長 和地仁美

電話 042-563-2111 (代表)

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 10万円

貼用印紙額 円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告の精神的な損害に対し、10万円及び2024年8月21日から支払い済みまで年5%を上乗せした金額を支払え。
 - 2 被告は不適切なデータ管理及び文書管理を行ったことを原告並びに同市民に公的に謝罪せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因

原告は東大和市の住民であり、同市情報公開・個人情報保護審査会に対し審査請求を行った本人である。被告は同市代表者である。

被告は、同請求における原告の口頭意見陳述内容を正当に記録せず、その根拠となる音声データを違法にも消去した。同データは東大和市文書管理規則（甲 1 号証）第 2 条 2 号の公文書に該当し、同条例 4 条 2 項の正確な取り扱い、事務の適正行使違反に当たる。

このことは 2024 年 8 月 21 日の情報公開・個人情報保護審査会口頭意見陳述で原告の行った陳述の物的証拠を、本人確認を得る前に廃棄するという行為であり、個人の尊厳を脅かし、原告に多大な精神的苦痛、損害を与えるものであった。

被告は原告の精神的な苦痛、損害に対し、国家賠償法第 1 条 1 項の規定に従い損害賠償金を支払い、謝罪するとともに、今後このような違法な事態が発生しないよう、公文書管理上の具体的対策を講じなければならない。

なお、本件は単なる文書管理上の違法にとどまらず、表現の自由の侵害にも及ぶ不当、違法な案件であり、被告は事態の重大性を認識する必要がある。

第 3 本訴に至る経緯

東大和市の住民である原告は 2023 年 10 月 12 日、東大和市情報公開条例（甲 2 号証）第 5 条に基づき、東大和市教育委員会に対し行政文書の情報公開請求を行い、同年 10 月 25 日、当該文書が部分公開された。しかしながら非公開とされた部分に関し、これを非公開とすべき合理的理由に欠け、また、既に公開された文書情報（同年 6 月 12 日請求、23 日開示）における開示・不開示実態との整合性に欠けるため、同年 12 月 19 日、同条例 18 条に基づき同市教育委員会に審査請求を行った。

2024 年 8 月 21 日午後 6 時 30 分から開かれた東大和市「令和 6 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会口頭意見陳述」において、原告は上記事実についてその不当性と、不当である根拠について陳述した。

同年 8 月 28 日、原告は東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例（甲 3 号証）第 8 条に基づき同会に提出された資料の交付、並びに本人意見陳述の記録の提示を求めた。その結果、得られたものが「令和 6 年第 1 回情報公開・個人情報保

護審査会 口頭意見陳述」(甲 4 号証 以下「陳述記録」と略す)である。この記録は、同市総務部総務課で作成したものである。

ところが、陳述記録の内容に、審査請求人である原告が陳述した内容と異なる記述があることが判明した。後日、原告はこの記録の訂正を要求したところ、総務課職員から、訂正内容を文書にして提出するよう要求された。なお、当日の口頭でのやり取りでは、録音した音声データは文書化後、消去したとのことであった。

原告は同年 9 月 30 日、同市総務部総務課に「第 1 回情報公開・個人情報審査会口頭意見陳述(2024 年 8 月 21 日)記録について」(甲 5 号証 以下「記録について」と略す)という文書を提出し、記録の訂正、及び善処を求めた(なお本書面中の宛先に「総務部文書課」とあるが、「総務部総務課」の誤りである)。

2 ヶ月後の 12 月初旬、総務課より「音声データ管理の要求について(回答)」(甲 6 証 以下「回答」と略す)という 11 月 28 日付文書が原告のもとに送達されてきた。その内容は、録音は記録を文書化する際の補助手段であり、文書化し、決済を得た時点で保存はしない(消去する)という驚くべきものであった。

原告は「記録について」において、口頭意見陳述における誤記の訂正と、音声記録の適正保存を求めていたが、回答では前者についての応答はなく、後者についても改善の意志は示されなかった。そのため 12 月 2 日、再度口頭意見陳述の記録と、訂正後の記録の開示を求めた。

12 月 13 日、従前の陳述記録を公開した「令和 6 年 12 月 13 日公開決定通知書」と、訂正された陳述記録は不存在であることを示す「令和 6 年 12 月 13 日非公開決定通知書」(甲 7 号証)が示され、同記録は訂正されていないことが判明した。担当課員によると、審査会には総務課作成記録と審査請求人の「記録について」を並列して提示するとのことであった。

以上のように、原告は当局者である被告と、文書、及び口頭での交渉を行い、記録の訂正と音声データ管理の改善を求めたが、全く進展はなかった。このうえ当局者との交渉を重ねても、今後かかる事態の再発を防ぐことはできないという判断に立ち至り、提訴を決意した次第である。

第 4 音声データの重要性

原告は、審査庁に対し「反論書」の誤記を訂正した書面を事前に提出し、かつ口頭意見陳述に臨み資料も取りそろえ、処分庁の非公開処分の不当性を訴えたものである。しかるにこれらの情報を口頭で伝えた音声データが消去されてしまったことに深い失望と落胆を覚えた。

本データは原告の表現行為の一部をなすものであり、これが消去されてしまったことは、原告主張の当否のみならず、その正確性すら確認ができなくなったことを意味する。

行政内部だけのことであればまだしも、一般市民という部外者の発言を記録したものであれば、その記録文書は本人に確認を取ってから決裁に回すのが相当である。また仮に音声データを消去するとしても、当該データは、少なくとも本人の確認を取るまでは保存すべきものである。しかしながら当局は、現にこのような事態が発生しているにもかかわらず、原告の提言を検討する姿勢すら示さない。

8月21日の審査請求人である原告による意見陳述は、午後6時30分という夜間の時間帯に設定され、口頭で陳述させたものである。そのため審査請求人側の補佐人も用意できず、同人の発言内容を確認できる第三者も存在しない中での陳述であった。音声データが存在しない以上、現状はこれを検証できるのは同市役所の当局者のみであるという、原告にとって極めて不当な状況となっている。

音声記録は、陳述内容を記録した文書の基礎データであり、究極の証拠となるべきものである。そのデータの消去は証拠の廃棄とも言えるべきものであり、文書管理上の重大な失態である。

同時にこのことは原告の陳述に対する軽視であり、個人の尊厳を脅かし、ひいては表現の自由の侵害にも及ぶ行為である。しかも被告は、かかる失態を認めず、音声データの管理は従来通りとするなど、公権力を行使するものとしてあるまじき対応であると言わざるを得ない。

以上

証拠方法

1 甲1号証～7号証

附属書類

- 1 甲1号証～甲7号証
- 2 原告証拠説明書（1）
- 3 訴状、及び上記1・2の副本